

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的及び適用範囲)

第1条 この規程は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会（以下「本会」という。）における次に掲げる役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常務理事
- (4) 理事
- (5) 監事
- (6) 評議員

(会長、副会長及び常務理事の報酬)

第2条 会長、副会長及び常務理事の受ける報酬は、月額報酬、通勤手当及び期末手当とする。

- 2 前項の月額報酬の額は、別表第1に掲げる額とし、通勤手当に関しては、職員の例による。
- 3 第1項の期末手当の額は、月額報酬に、茨城県の特別職に係る期末手当の支給月数を乗じて得る額とする。
- 4 報酬の支給方法及び支給期日については、職員の例による。

(非常勤の役員等の報酬)

第3条 第1条第1号及び第2号のうち非常勤の者並びに同条第4号から第6号までに掲げる役員等の報酬は、別表第2に掲げる額とする。

(重複給与の禁止)

第4条 役員等が他の役員の職を兼ねるとき及び常務理事が職員の職を兼ねるときは、その兼ねる役員又は職員として受けるべき報酬又は給与は支給しない。

(会長、副会長及び常務理事の費用弁償)

第5条 会長等及び常務理事が、その職務を遂行するため旅行したときは、職員旅費規程の例により交通費実費等を費用弁償として支給する。

(非常勤の役員等の費用弁償)

第6条 第3条に定める役員等が、その職務を遂行するため旅行したときは、職員旅

費規程の例により交通費実費等を費用弁償として支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年に開催される定時評議員会での議決の日をもって施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会役員及び評議員の給与及び費用弁償に関する規程(昭和62年4月)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和2年1月に開催される評議員会での議決の日を持って施行し、令和元年6月19日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年1月14日に開催する評議員会での議決の日をもって施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

職 名	月額報酬
会長（常勤）	395,400円
副会長（常勤）	茨城県の定める出資法人指導実施要領の別表第2において、専務理事に適用される給料月額を上限として、会長が別に定める額
常務理事	

別表第2（第3条関係）

職 名	報酬	
	年額報酬	日額報酬
会長（非常勤）	100,000円	—
副会長（非常勤）	50,000円	—
理事	—	2,600円
監事	—	2,600円
評議員	—	2,200円